

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要について

令和5年1月23日

川 崎 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

事業の種類	実施区域	実施期間	実施主体
3号事業 （環境保全型農業直接支払交付金）	川崎市宮前区 （東有馬、有馬、 南野川）	令和2年度 ～令和6年度	宮前クリーン農業研究会